

公安委員会	「火薬類の運搬に関する内閣府令の	令和5年1月26日
説明資料No. 1	一部を改正する内閣府令案」について	生活安全局

## 1 趣旨

都道府県公安委員会に届出をすることなく運搬することができる爆薬の数量等を見直すため、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）を改正するもの。

## 2 改正の概要

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）において、火薬類を運搬しようとする場合、その荷送人は、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととされるが、内閣府令で定める数量（以下「府令数量」という。）以下の火薬類を運搬する場合は、この限りではないとされている。

爆薬に係る府令数量は、現在100キログラムと定められているところ、今般、業界団体から、爆薬の中でも取扱い時の安定性がより高い硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量を120キログラムとしてほしい旨の要望があった。これまでに実施された実験の結果等から、同数量によっても保安上支障がないと認められることから、爆薬に係る府令数量を細分化し、爆薬のうち硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量について100キログラムから120キログラムに改める。

また、火薬類の運搬の届出に当たっては届出書及び運搬計画書をそれぞれ2通提出することとされているところ、届出を行う者の負担軽減の観点から提出通数を1通に合理化する。

## 3 意見公募手続の実施結果

令和4年12月9日から令和5年1月7日までの間、本内閣府令案について意見公募手続を実施した結果、4件の意見が寄せられた。

## 4 施行期日

令和5年3月1日

公安委員会 説明資料No. 2	令和4年における通信傍受 に関する国会への報告について	令和5年1月26日 刑事局
--------------------	--------------------------------	------------------

## 1 国会への年次報告等

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

## 2 報告内容

令和4年中は、警察において、組織的な薬物事犯13事件、組織的なけん銃事犯3事件、組織的な殺傷事犯（現住建造物等放火を含む）3事件及び組織的な窃盗・詐欺事犯5事件の合計24事件に関し、携帯電話を対象とする53件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、計106人を逮捕したものの。

なお、令和4年に入り、令和2年中に傍受を実施した2事件で計2人を逮捕し、令和3年中に傍受を実施した7事件で計55人を逮捕している。

※ 令和2年中の実施状況

- ・ 実施事件～20事件
- ・ 傍受令状の発付～50件

※ 令和3年中の実施状況

- ・ 実施事件～20事件
- ・ 傍受令状の発付～40件

公安委員会	組織的・広域的な強盗等事件の	令和5年1月26日
説明資料No. 3	発生・検挙等の状況について	刑 事 局
<p>1 事案概要</p> <p>令和4年10月から本年1月にかけて、関東地方等において、一般住宅等に複数の犯人が押し入り、現金や貴金属等を強取する強盗等事件が連続して発生しているもの。</p> <p>2 発生・検挙状況【1月25日時点】</p> <p>(1) 発生状況（令和4年10月以降14件発生）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 関東地方 12件 （茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）</li><li>・ 広島県 1件</li><li>・ 山口県 1件</li></ul> <p>(2) 検挙状況</p> <p>実行犯の一部を検挙済み。</p> <p>3 強盗殺人事件の発生</p> <p>令和5年1月19日、東京都狛江市の住宅内で90歳の女性が緊縛状態で発見され、その後死亡を確認。住宅内が物色された状態であることから、警視庁では強盗殺人事件と認定し、特別捜査本部を設置。</p> <p>4 今後の方針</p> <p>引き続き、都道府県警察間における情報共有、共同捜査等を実施し、被疑者の早期検挙に向けた組織捜査を推進。</p>		

公安委員会	インターネット・ホットラインセンター等	令和5年1月26日
説明資料No. 4	の取組強化について	サイバー警察局

## 1 経緯

インターネットを通じて銃砲等の設計図、製造方法等に関する情報を容易に入手できる現代社会の特性を踏まえ、インターネット上の違法・有害情報の対策を強化するため、インターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）の運用指針である「ホットライン運用ガイドライン」を改訂し、IHC及びサイバーパトロールセンター（以下「CPC」という。）において取り扱う情報※（以下「取扱情報」という。）の範囲を拡充するとともに、IHC及びCPCの体制強化を図るもの。

※現在の取扱情報の範囲 IHC：違法情報及び自殺誘引等情報、CPC：自殺誘引等情報

## 2 取組強化の概要

### (1) 取扱情報の範囲の拡充

IHC及びCPCの取扱情報の範囲に、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪等と密接に関連する違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する次に掲げる情報（重要犯罪密接関連情報）を追加するもの。

ア 拳銃等の譲渡等

イ 爆発物・銃砲等の製造

ウ 殺人、強盗、強制性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫

エ 臓器売買

オ 人身売買

カ 硫化水素ガスの製造

キ ストーカー行為等

### (2) 体制強化案（令和5年度予算要求中）

ア 取扱情報の範囲の拡充に伴うIHC及びCPCの運用体制の強化

イ AIシステムの導入によるCPCにおけるサイバーパトロールの高度化

## 3 今後の予定

令和5年3月1日 IHC及びCPCの取扱情報の範囲の拡充開始